第百十九条の三の見出し、同条第一項及び第二項、第百十九条の四の見出し、同条第一項、第百十九条の五（見出しを含む。）、第二編第一章第四節第三款の二第二目の目名並びに第百十九条の六（見出しを含む。）中「仮想通貨」を「暗号資産」に改める。

第百十九条の七の見出し中「仮想通貨」を「暗号資産」に改め、同条中「仮想通貨信用取引」を「暗号資産信用取引」に、「仮想通貨交換業」を「暗号資産交換業」に、「仮想通貨の」を「暗号資産の」に、「仮想通貨を」を「暗号資産を」に改める。

第百六十九条の次に次の一条を加える。

（贈与等により取得した資産の取得費等）

第百六十九条の二　法第六十条第三項第一号（贈与等により取得した資産の取得費等）に規定するその時における配偶者居住権の価額に相当する金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する配偶者居住権の目的となつている建物の取得費の額として計算される金額に、第一号に掲げる価額が次に掲げる価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　その相続開始の時において配偶者居住権につき相続税法（昭和二十五年法律第七十三号）第二十三条の二第一項（配偶者居住権等の評価）の規定を適用したならば同項の規定により計算される当該配偶者居住権の価額

二　その相続開始の時において当該建物につき相続税法第二十三条の二第二項の規定を適用したならば同項の規定により計算される当該建物の価額

2　法第六十条第三項第一号に規定する配偶者居住権の存続する期間を基礎として政令で定めるところにより計算した金額は、前項の規定により計算した金額に、配偶者居住権を取得した時から当該配偶者居住権が消滅した時までの期間の年数（六月以上の端数は一年とし、六月に満たない端数は切り捨てる。）が相続税法第二十三条の二第一項第二号イに規定する配偶者居住権の存続年数のうちに占める割合（当該割合が一を超える場合には、一とする。）を乗じて計算した金額とする。

3　法第六十条第三項第二号に規定するその時における配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地（土地の上に存する権利を含む。以下この条において同じ。）を当該配偶者居住権に基づき使用する権利の価額に相当する金額に対応する部分の金額として政令で定めるところにより計算した金額は、同号に規定する配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地の取得費の額として計算される金額に、第一号に掲げる価額が次に掲げる価額の合計額のうちに占める割合を乗じて計算した金額とする。

一　その相続開始の時において当該権利につき相続税法第二十三条の二第三項の規定を適用したならば同項の規定により計算される当該権利の価額

二　その相続開始の時において当該土地につき相続税法第二十三条の二第四項の規定を適用したならば同項の規定により計算される当該土地の価額

4　法第六十条第三項第二号に規定する配偶者居住権の存続する期間を基礎として政令で定めるところにより計算した金額は、前項の規定により計算した金額に、配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利を取得した時から当該権利が消滅した時までの期間の年数（六月以上の端数は一年とし、六月に満たない端数は切り捨てる。）が相続税法第二十三条の二第一項第二号イに規定する配偶者居住権の存続年数のうちに占める割合（当該割合が一を超える場合には、一とする。）を乗じて計算した金額とする。

5　法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により配偶者居住権の目的となつている建物を取得した居住者が、当該配偶者居住権が消滅した後に当該建物を譲渡した場合における当該建物の取得費については、次に定めるところによる。

一　当該配偶者居住権の消滅につき法第六十条第三項の規定によりその取得費とされた金額がある場合には、当該取得費とされた金額を法第三十八条第一項（譲渡所得の金額の計算上控除する取得費）に規定する資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額から控除するものとする。

二　当該居住者が当該配偶者居住権の消滅につき対価を支払つた場合における当該対価の額は、法第三十八条第一項に規定する資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額に含まれるものとする。

6　法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地を取得した居住者が、当該土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利が消滅した後に当該土地を譲渡した場合における当該土地の取得費については、次に定めるところによる。

一　当該権利の消滅につき法第六十条第三項の規定によりその取得費とされた金額がある場合には、当該取得費とされた金額を法第三十八条第一項に規定する資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額から控除するものとする。

二　当該居住者が当該権利の消滅につき対価を支払つた場合における当該対価の額は、法第三十八条第一項に規定する資産の取得に要した金額並びに設備費及び改良費の額の合計額に含まれるものとする。

7　法第六十条第一項第一号に掲げる相続又は遺贈により取得した配偶者居住権を有する居住者が、その後において次の各号に掲げる資産を取得し、当該資産を譲渡した場合には、その者が当該資産を当該各号に掲げる資産の区分に応じ当該各号に定める金額をもつて取得したものとして、譲渡所得の金額を計算する。

一　当該配偶者居住権の目的となつている建物　当該建物の取得費に、当該建物の取得の時に当該配偶者居住権が消滅したものとして法第六十条第三項の規定を適用したならば当該配偶者居住権の取得費とされる金額を加算した金額

二　当該配偶者居住権の目的となつている建物の敷地の用に供される土地　当該土地の取得費に、当該土地の取得の時に当該土地を当該配偶者居住権に基づき使用する権利が消滅したものとして法第六十条第三項の規定を適用したならば当該権利の取得費とされる金額を加算した金額

第百七十条第一項第二号中「第八十四条第二項各号」を「第八十四条第三項各号」に改め、同条第三項第三号中「同条第一項又は第二項」を「同項又は同条第二項」に改める。

第百八十五条第一項中「昭和二十五年法律第七十三号。」を削り、同項第二号イ(1)中「この号及び次項第二号」を「この号及び同項第二号」に改め、同項第三号中「。以下この号及び次項第三号」を「。以下この号及び同項第三号」に改め、同項第四号中「次項第四号」を「同項第四号」に改め、同項第五号中「次項第五号において「」を「同項第五号において「」に改める。

第二編第一章第七節第三款の款名中「小規模事業者」を「小規模事業者等」に改める。

第百九十五条中「第六十七条（小規模事業者」を「第六十七条第一項（小規模事業者等」に改め、「の各号」を削り、同条第一号中「前前年分」を「前々年分」に改め、同条第二号中「第六十七条」を「第六十七条第一項」に、「同条」を「同項」に改める。

第百九十六条第一項中「第六十七条（小規模事業者」を「第六十七条第一項（小規模事業者等」に改める。

第百九十六条の次に次の二条を加える。

（雑所得を生ずべき小規模な業務を行う者の要件）

第百九十六条の二　法第六十七条第二項（小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期）に規定する政令で定める要件は、その年の前々年分の雑所得を生ずべき業務に係る収入金額が三百万円以下であることとする。

（雑所得を生ずべき小規模な業務を行う者の収入及び費用の帰属時期）

第百九十六条の三　法第六十七条第二項（小規模事業者等の収入及び費用の帰属時期）に規定する居住者で前条に規定する要件に該当するもののその年分（雑所得を生ずべき業務の全部を譲渡し、若しくは廃止し、又は死亡した日の属する年分を除く。）の雑所得を生ずべき業務に係る雑所得の金額（山林の伐採又は譲渡に係るものを除く。）の計算上総収入金額に算入すべき金額は、法第二編第二章第二節第三款（収入金額の計算）の規定の適用を受けるものを除き、その者の選択により、その業務につきその年において収入した金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とすることができる。